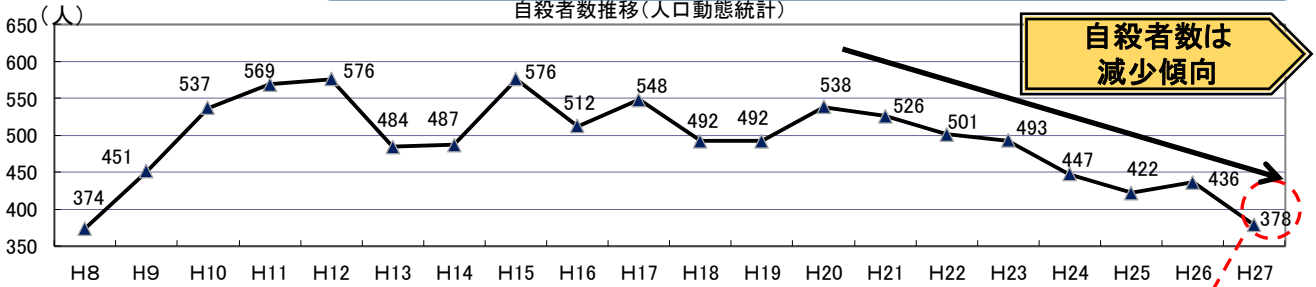


目指す姿

「誰も自殺に追い込まれることのない長野県」を目指す

数値目標

自殺者数を378名以下(27年実績値)とする
 (しあわせ信州創造プラン目標値:430名以下)



H27自殺者数は
 H8以来の300人台
 →更なる減少を目指す

平成29年度の主な事業

自殺対策強化事業

対面相談	○失業・倒産・多重債務・家庭問題について弁護士が相談に応じ、併せて保健師による健康相談を行う「くらしと健康の相談会」の開催	※1 勤務問題を原因とする自殺者の増加 H25: 42人 → H28: 46人
人材養成	○地域で重要な役割を果たす人材養成のための研修会やゲートキーパー研修会を保健所、自殺対策推進センターで開催	
普及啓発	○自殺予防週間における県下一斉街頭啓発の実施 ○労働者向け相談勧奨リーフレットの作成、配布 … ※1 (労働局、労政事務所等と連携) ○メール、SNS等を利用した若年層に対する自殺予防啓発	※2 自殺者のうち自殺未遂歴が有る者 H28: 17.9%
うつ病対策	○内科医等と精神科医の連携構築を図り、適切な精神科受診を促進するため、連携検討会を都市医師会単位に設置	※1,2: 厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)
市町村等支援	○地域の実情を踏まえた自殺対策を実施する市町村及びいのちの電話を始めとする自殺対策に取り組む民間団体等に対する助成 ○自殺未遂者に係る支援を行う救急告示医療機関等に対する助成 … ※2 → H28: 3病院 → H29: 10病院	

日本財団「いのち支える自殺対策プロジェクト」

目的

「生きることの包括的な支援」の実践と「地域モデル」の構築



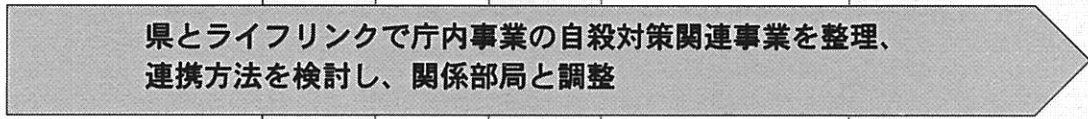

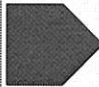

実施内容

ライフリンクの技術的支援を受けて実施

- ① モデル市町村支援と支援ノウハウの提供
 - 健康、経済・生活、勤務問題等、様々な悩みをワンストップで解決する相談会等の先進的な取組を10市町村で協働実施
 - 他市町村への横展開に必要な支援ノウハウを県へ提供
- ② 「モデル計画」の策定支援
 - 他の都道府県に先駆けて、国の自殺総合対策大綱の改定(H29.夏頃)を反映させた次期自殺対策推進計画(H30年度～)を協働で策定し、市町村へ普及

○ 次期自殺対策推進計画（平成30年度～）策定スケジュール（案）

健康福祉部

内容	時期	平成29年度								
	平成28年度	11月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
自殺対策事業の「棚卸し」	 <p>県とライフリンクで庁内事業の自殺対策関連事業を整理、連携方法を検討し、関係部局と調整</p>									
庁内検討	<p>○政策会議 (1/24)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部局に計画策定について協力を依頼 	<p>○部局長会議 (5/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> 方向性の共有 進捗状況の報告 (ライフリンク清水代表出席) 				<p>○自殺対策戦略会議 (7/21)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行計画の評価 計画たたき台の検討 等 	<p>※出席予定者 知事、両副知事、 関係部局長、 日本財団</p>			
自殺対策連絡協議会【有識者会議】	<p>○28年度 (1/24)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画の方向性 スケジュール 					<p>○29年度第1回 (7月下旬～8月上旬)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行計画の評価 計画たたき台の検討 等 	<p>○29年度第2回 (9月上旬)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画案の検討 等 			
市町村・関係部局等意見照会										
計画案の公表 (パブリックコメント)										
計画決定 (部局長会議)										
国の動向						<ul style="list-style-type: none"> 自殺総合対策大綱の改定 計画策定ガイドラインの作成 	<p>夏頃</p>			

清水 康之 代表【御略歴】 [twitter: @yasushimizu](https://twitter.com/yasushimizu)

- 自殺対策全国民間ネットワーク 代表
- 日本自殺総合対策学会 発起人代表
- 自殺対策を推進する議員の会(議連) アドバイザー
- 1972年、東京都生まれ。元NHKディレクター。元内閣府参与



NHK在職中は報道局番組部に所属し、主に『クローズアップ現代』を担当。2001年、自死遺児たちを一年がかりで取材して「お父さん、死なないで～親が自殺遺された子どもたち～」を放送。それまで匿名で活動していた自死遺児の素顔をはじめて社会に伝えた番組は、大きな反響を呼ぶ。その後も、遺児や自殺で亡くなった人の遺書、自殺対策等について取材を続けるが、「推進役」のいない日本の自殺対策に限界を感じて、2004年春にNHKを退職。自らが自殺対策の「つなぎ役」となって活動していこうと、同年秋にNPO法人ライフリンクを設立し、代表に就任する。

2005年、国会議員会館で自殺対策をテーマにした初のシンポを企画・開催。2006年、「自殺対策の法制化を求める3万人署名(結果10万人分集まる)」を企画・展開して、「自殺対策基本法」の成立にも大きく貢献する。自殺問題の「社会化」への大きな一歩を踏み出す。2007年、自殺対策をテーマに全国47都道府県を回る全国キャラバンを主催。2008年、自殺者305人について遺族から聞き取り調査を行った結果を『自殺実態白書2008』にまとめて発表。「自殺の危機経路(プロセス)」という概念を打ち出す。

2009年、内閣府特命担当大臣らで作る『自殺対策緊急戦略チーム』メンバーとして内閣府参与に就任(2011年8月まで)。『自殺対策100日プラン』の取りまとめ役を担い、日本で例年自殺が増える3月を「自殺対策強化月間」に定めたり、警察庁に埋もれていた地域自殺統計の公表などを実現させる。

2014年、自殺対策の「現場(実践)」と「研究」と「政策」の連動性を高めて日本の自殺対策の総力を結集し、政策作りの新たな枠組みをつくることをめざすために、『日本自殺総合対策学会』を設立。

2016年、基本法施行から10年目の大改革を主導。「自殺対策基本法の大改正+政府の推進体制の強化+地域自殺対策予算の恒久化」の実現に大きく貢献する。

持論は「自殺対策とは『生きる支援』『いのちへの支援』である」ということ。作家やジャーナリスト、法律の専門家や医療関係者、クリエイターや国会議員等との、幅広い人脈を活かして精力的に活動している。

共著：『闇の中に光を見いだす』(岩波ブックレット 2010/3)
『自殺社会から生き心地の良い社会へ』(講談社文庫 2010/3)

長野県「自殺対策計画」について

部局長会議 説明資料

平成29年5月19日

ライフリンク代表 清水康之

目次

1. 計画策定の背景
2. 計画策定の流れ
3. 長野県の事業／社会資源の棚卸し
4. 今後の計画策定と実施に向けて
5. 「sosの出し方教育」の展開

1. 計画策定の背景

自殺対策の新たな枠組みの下、全国に展開する「長野モデル」の構築へ

平成28年

平成28年9月15日(木) 産経新聞(長野県版)

4月 自殺対策基本法の大改正

- **自殺対策は「生きることの包括的な支援」**であり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざす。
- **すべての都道府県・市区町村に「自殺対策計画の策定」が義務付けられた。**

9月 長野県「いのち支えるプロジェクト」始動

- 長野県と日本財団で協定を締結し、ライフリンクがプロジェクトメンバーとして参画。「生きることの包括的な支援」の実践を通じた**地域モデルの構築**をめざすことに。
- 同日、市町村長を対象とした**地域自殺対策トップセミナー**を開催。自殺対策推進における首長のリーダーシップの重要性を訴える。
- いのち支える自殺対策プロジェクトにおいて、**全国に先駆けて「長野県自殺対策計画」**を策定し、これを全国に発信していく。

県と日本財団 対策推進協定

（長野）自殺者を生まない社会の実現に向けて県と日本財団（東京、笹川陽平会長）は14日、自殺対策を連携して推進する協定を締結した。4月施行の改正自殺対策基本法は都道府県を含む全自治体に自殺対策計画の策定を義務付けており、両者は他自治体のモデル事例となる計画立案や施策推進の体制整備を進める。県庁で行われた調印式で阿部守一知事と笹川会長は、具体的な自殺者減少の数値目標を定め、計画の遂行に臨む考えを表明した。

厚生労働省の人口動態統計によると、県内の自殺者数は平成8年に374人だったが、12、15年には576人に達した。その後は多少の増減があるものの減少基調にあり、27年は前年よりも58人少ない378人で8年当時の水準に戻った。

日本財団が今月7日に公表した自殺に関する意識調査の県内集計分（有効回答626人）によれば、「本気で自殺したいと考えたことがある」との回答は26.7%で、全国平均を1.3%上回った。年代別では20代が41.5%で最も高く、30代と40代も30%台だった。また過去に自殺未遂をした人は7.2%で全国平均を0.4%上回る。

厚労省は、自治体が計画を策定する際に基本となるガイドラインを来月6月に公表する方針

だが、県と日本財団は協定に基づき、県のデータや同財団の意識調査結果などに加えて詳細な調査を行い、先行的に計画を編



自殺対策推進の協定書に調印する阿部守一知事（左）と笹川陽平日本財団会長。14日、県庁

厚労省に先駆け計画

る。ガイドライン公表時には、阿部知事が主宰する「自殺対策戦略会議（仮称）」を発足させる。

日本財団は、同様の協定を締結している東京都江戸川区と長野県を先進事例として、全国で進められる自殺対策のモデルになることを目指す。財団側は31年度3月までの期間、自殺対策の専門家3人を県に派遣するほか、自治体職員や住民への研修、自殺防止に向けた地域ネットワーク構築などの事業を進める。

調印式で笹川会長は「世界が憧れる日本で、子供の貧困など社会にさまざまな悩みが出てこないようしなければならぬ」と強調した。阿部守一知事は「自殺対策を県政推進の重要課題に位置付けたい」と決意を述べた。

県と日本財団、NPO法人自殺対策支援センターライフリンク（東京、清水康之代表）は14日、市町村長らを対象としたトップセミナーを長野市内で開催した。約200人の出席者に対し、清水代表は「自殺対策はさまざまな要因の連鎖を止め、生きる支援を行うことが大切だ」と訴えた。

自殺防げ 全国のモデルに

2. 計画策定の流れ

「自殺実態分析」と「事業の棚卸し」を並行して行い、両者を的確にマッチング

1. 長野県の自殺実態分析

- 1) 警察庁の統計データを活用し、自殺のリスクが高い集団 (年代×性別×職業等)を把握
- 2) 市町村単位・二次医療圏単位で、統計データをマッピングし、自殺のリスクが高い地域を把握

2. 長野県の事業／社会資源の棚卸し

- 1) 「平成29年度当初予算要求事業改善シート」より、県の事業一覧(2300超)を作成。自殺対策関連として421施策を選定
- 2) 長野県の民間団体等(自殺対策に関連し得る)について調査を行い、139団体をリスト化

自殺対策計画の構成

1. 基本施策(4本柱)

- 1) 人材育成(研修)
- 2) 広報・啓発
- 3) ネットワーク強化
- 4) 要因別対策

2. ハイリスク向け施策

- 1) 自殺のリスクが高い
集団への対策
- 2) 自殺のリスクが高い
地区への対策

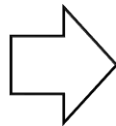
3. 県の事業／社会資源の棚卸し(1)

既存事業の棚卸しを行い、自殺対策としての展開可能性を精査

具体的なプロセス

①長野県の全事業をリスト化
(2300超)

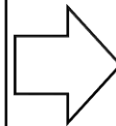
▼平成29年度当初予算要求事業改善シート



②各部局に「自殺対策に関連すると思われる事業」の情報提供を依頼
↓ 約90事業

③プロジェクト事務局が追加
↓ 約330事業

④計421施策を
第1次候補として選定



⑤第2次候補として339施策に絞込

(内訳)

◎ = 自殺対策事業
45施策

○ = 自殺対策
関連事業
177施策

△ = 自殺対策
関連可能性事業
117施策

3. 県の事業／社会資源の棚卸し(2)

自殺対策として展開可能性のある事業候補(抜粋)

◎＝自殺対策事業

多重債務者対策事業／性暴力被害者支援センター運営事業／ひとり親家庭等ワンストップ相談会モデル事業／児童虐待防止対策研修事業／自立相談支援事業／就労準備支援事業／精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議／精神科救急医療確保事業／精神保健相談の実施／労働相談の実施／いじめ・不登校等生徒指導総合対策事業／スクールソーシャルワーカー活用事業／学校生活相談センターの電話相談事業／教職員のメンタルヘルス研修会 等…

○＝自殺対策「関連」事業

広報ながのけん発行／信州のライフスタイルに関する調査研究／長野県庁職員向け健康相談／NPO法人設立講座・個別相談／消費者との意見・情報交換の推進／人権啓発推進事業／子ども・若者支援に関わる新計画策定事業／チャイルドライン支援事業／子ども・若者支援地域協議会事業／信州こどもカフェの推進／ひとり親家庭等日常生活支援事業／母子・父子自立支援員、女性相談員の配置／子どもの総合相談窓口の運営／救急患者受入実態調査事業／更生保護支援事業／長野県社会福祉協議会活動支援事業／生活保護受給者就労支援事業／長野県長寿社会開発センター運営事業補助金／信州母子保健推進センター事業／がん対策総合推進事業(医療)／認知症施策総合推進事業／精神障がい者地域生活支援事業／発達障がい者支援事業／依存症対策事業／地域包括ケア構築推進事業／高齢者虐待防止事業／薬物乱用防止啓発事業／中小企業連携組織支援事業費／多様な働き方普及促進事業／就学相談体制整備事業費／犯罪被害者支援事業 等…

△＝自殺対策「関連可能性」事業

人権尊重社会づくり県民支援事業／外国籍児童就学支援プロジェクト推進事業／ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付事業／児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付／信州ACE(エース)プロジェクト普及・発信事業／在宅がん緩和ケア地域連携事業／介護予防ケアマネジメント研修事業／信州あいサポート運動／森林セラピーの普及・取組推進／河川モニター設置／公園管理費／県営住宅管理事業／奨学給付金の給付／特別支援学校医療的ケア研修／信州型コミュニティスクールの推進事業費／図書館改革事業 等…

3. 県の事業／社会資源の棚卸し(3)

自殺対策として展開可能性のある事業の部局別「候補数」

	自殺対策事業 (◎候補)	自殺対策「関連」事業 (○候補)	自殺対策 「関連可能性」事業 (△候補)	総計
企画振興部	0	9	11	20
危機管理部	0	2	1	3
教育委員会	15	14	20	49
警察本部	3	4	2	9
健康福祉部	19	82	35	136
建設部	0	0	4	4
県民文化部	6	48	38	92
産業労働部	1	12	3	16
総務部	1	4	2	7
林務部	0	1	1	2
労働委員会事務局	0	1	0	1
計	45	177	117	339

3. 県の事業／社会資源の棚卸し(4)

本来は自殺対策とは関係しない事業だが、
工夫することで自殺対策(「生きることの包括的な支援」)になり得る事業

事例①: 消費生活相談窓口強化事業(県民文化部)

▼現在の取り組み

県消費生活センターに相談員を配置し、消費生活に関する相談・救済と被害の拡大防止を図る。また、市町村への消費生活センター設置を促進し、住民の利便性の向上と迅速な問題解決を目指す。

◎自殺対策の視点

消費者が悪質商法や詐欺等によって多額の債務を背負い、
生活困窮をはじめ、自殺につながりうる様々なリスクを抱える可能性がある。

▼自殺対策(「生きることの包括的な支援」)の視点を盛り込んだ取り組み

- ✓ 県消費生活センターの相談員を対象にゲートキーパー研修を実施し、適切な相談対応ができ、関係機関への連携をスムーズに行える人材を養成する。
- ✓ 過去に被害にあった方の情報を個人の「見守り名簿」として活用し、市町村や民間団体による訪問支援につなげる。(例)滋賀県野洲市

3. 県の事業／社会資源の棚卸し(4)

本来は自殺対策とは関係しない事業だが、工夫することで自殺対策(「生きることの包括的な支援」)になり得る事業

事例②: 広報事業(企画振興部)

- ✓ 広報ながのけんや、テレビ、ラジオ、その他媒体を通して自殺対策関連事業の広報や啓発を行う。

事例③: 全国一の森林セラピー県推進事業(林務部)

- ✓ 森林セラピーへの県民の参加を促すだけでなく、参加した県民が気軽に相談し、適切な支援につながるように専門機関と連携できる仕組みを構築し、また、そのための人材を養成する。

事例④: 高等学校生徒等経済的支援事業(教育委員会)

- ✓ 様々な経済的支援策の手続きの過程において、支援の対象となる生徒や家族と対面することがある場合、経済的な状態だけでなく、自殺の要因になりかねない「家庭内の様々なリスク」についても可能な限り把握し、適切な専門機関との連携につなげる仕組みを構築する。

4. 今後の計画策定と実施に向けて

「誰も自殺に追い込まれることのない信州」をめざして、地域づくりとして展開

1. 自殺対策の目標

- ◆自殺対策とは「生きることの包括的な支援」＝「もう生きられない」「死ぬしかない」という状況に陥っている人が、それでも「生きる道」を選べるように支援すること
- ◆そもそも、人がそうした状況に陥ることのない地域・社会を創ること(＝「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の創出)

2. 長野県の取組の位置づけ

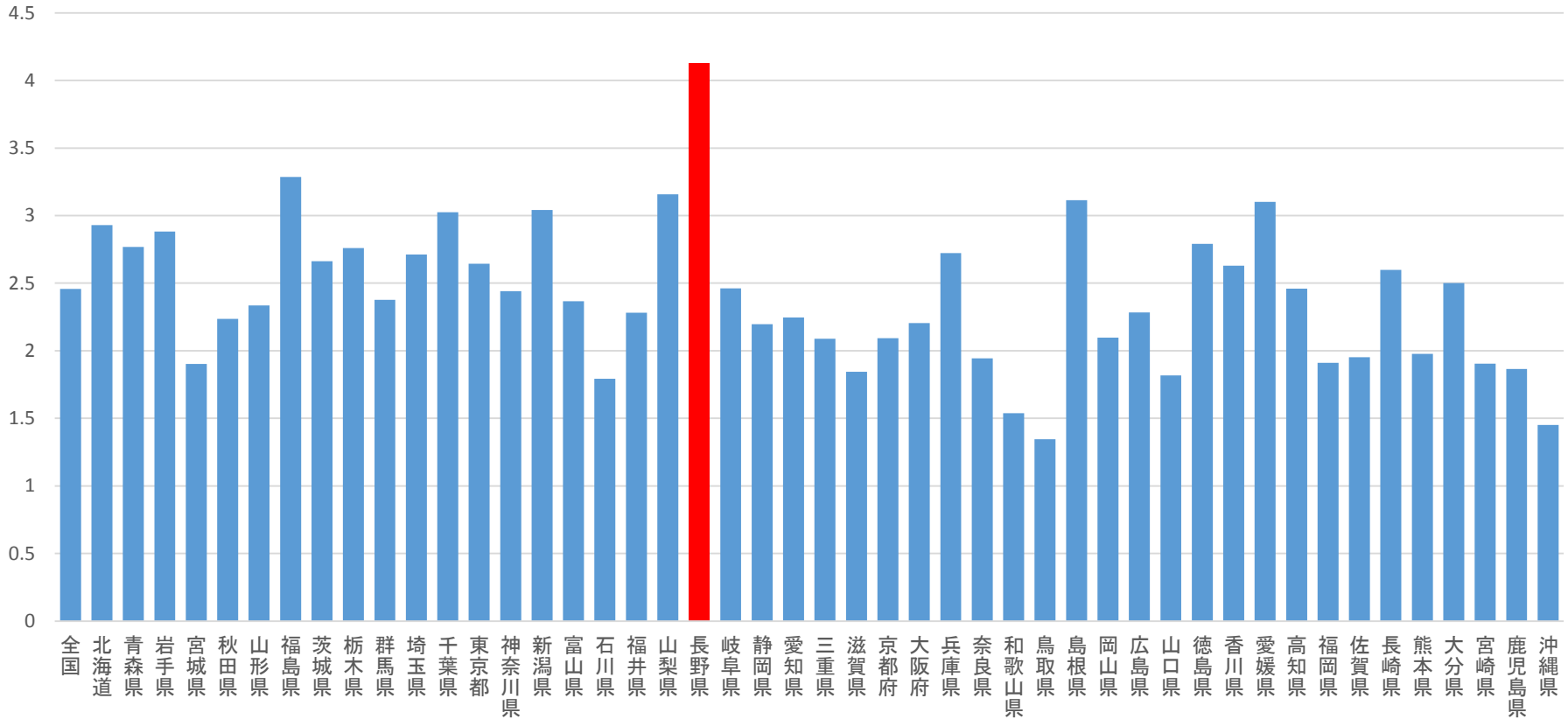
- ◆「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた“地域モデル”の構築
- ◆取組を通じて得た知見や経験を広く共有、全国の自治体の計画策定・実施を牽引

3. 計画策定と実施にあたってのポイント

- ◆既存事業を自殺対策の観点から捉え直す → 自殺問題に対応可能な地域社会の創出
- ◆各部局への個別ヒアリング：自殺対策関連事業(候補)として選出された事業について、自殺対策との連動の可能性を個別にご相談 → 計画に盛り込んでいく(各事業の具体的な計画や目標等は、厚労省が公表する「自殺対策計画ガイドライン」を踏まえつつ検討)
- ◆知事のリーダーシップの下で各部局が緊密に連携し、全庁的に取組を進める

(参考)都道府県別 未成年の自殺死亡率

20歳未満平均自殺率: H22-26自殺者数/分母H25人口(人口動態統計より)



5. 「SOSの出し方教育」の展開

自殺の「0次予防」として、県内の子どもたち(主に中学生)を対象に実施

◆改正自殺対策基本法第17条3項

「学校は、(中略)地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、**困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発**その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。」

◆いわゆる「SOSの出し方教育」とは…

いのちや暮らしの危機に直面したとき、**誰にどうやって助けを求めれば良いかの**具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、**つらいときや苦しいときには助けを求めてもよい**ということを学ぶ機会。

子どもたちの多くが、

- ・ 困難に直面したとき、**誰に(どこに)相談すれば良いかわからない。**
- ・ 相談機関を知っていても、**どうやって相談すれば良いかわからない。**
- ・ **「自分なんかが相談したら、迷惑になるのではないか」と思っている。**

⇒「SOSの出し方教育」は、自殺の0次予防とも呼ばれる。大人になって深刻な問題を抱えてしまったとき、自らの身を守るためのライフスキルになるから。